

地域指定年度	昭和 4 6 年度
計画策定年度	昭和 4 7 年度
計画変更年度	昭和 6 0 年度
計画変更年度	平成 元 年 度
計画変更年度	平成 9 年 度
計画変更年度	平成 3 0 年度

東 庄 町 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

平成 3 0 年 6 月

千葉県香取郡東庄町

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	5
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	6
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向	8
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5	農業近代化施設の整備計画	10
1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	11
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	11
3	農業を担うべき者のための支援の活動	11

4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	12
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	12
3	農業従事者就業促進施設	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第8	生活環境施設の整備計画	12
1	生活環境施設の整備の目標	12
2	生活環境施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	14
第9	付図	別途
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし	
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし	
別記	農用地利用計画	15
(1)	農用地区域	1
ア	現況農用地等に係る農用地区域	1

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

東庄町（以下「本町」という。）は、千葉県の北東部で東京から約 80 km 圏、成田から約 30 km 圏の位置にあり、東は銚子市、南は旭市、西は香取市に接し、北は利根川を隔て茨城県神栖市と接している。地域の範囲は、東西約 9 km・南北約 10.5 km で総面積は 46.25 km²である。

本町の中央は北総台地の一角をなし、台地は斜面が森林で上部の平地は畑作に利用され、北部の利根川沿岸と南部の干潟八万石の平野部は水田地帯である。

気候は温暖で太平洋に近いいため黒潮の影響を受けて冬は暖かく夏は涼しい。年平均気温は 15.5℃で年間降水量は 1,300mm～1,700mm である。

農業用水は利根川を水源とした大利根用水事業、東総用水事業等により整備され、水田・畑のかんがい利用されている。

本町の人口は、昭和 40 年代後半の鹿島臨海工業地帯の開発に伴い、住宅団地の造成等により昭和 60 年に 18,337 人と過去最高となった。しかし、その後は年々減少し平成 27 年では 14,152 人となっており減少傾向が続いている。

農業就業人口も減少しており、本町の販売農家戸数は、平成 7 年から平成 27 年までに半数以下になっており、近年その傾向が顕著になっている。この背景としては、少子化などの自然要因のほか若年層の転出や農家の高齢化等による影響が大きいものと考えられ、今後も続くことが見込まれる。

農業を中心に発展してきた本町は、地域資源を生かしたまちづくりを進めてきた。しかしながら、産業構造の転換による地域の低迷、若年層の地域外流出などによる人口の減少、少子高齢化の進行などの地域課題が顕在化している。このような状況下、平成 29 年に策定した「第 6 次東庄町総合計画基本構想」では、将来都市像「躍動・連携・地域力 とうのしょう ～地域の宝を地域の力で次代へ～」の実現に向けた計画的なまちづくりを進めている。

本町の農業の基本方針としては、首都圏に近い地理的条件を生かし、安全で安心な農業生産物の供給基地として位置付けたうえで、農地集積と集約等により生産コストの低減や荒廃農地の解消に努め、優良農地の確保に努める。

また、今後一定の住宅地や店舗等の開発による農用地から宅地等への転換は避けられない情勢ではあるが、農用地は、農業の持続的な発展のための最も基礎的な資源であること、加えて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を有した町民共通の財産でもあることを十分認識し、関係機関と十分に調整し適正な土地利用を図っていかなければならない。

単位：ha、%

区分 年次	農用地*1)		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地・工場 用地・その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (H 29 年)	2,092.06	49.68	33.58	0.80	712.65	16.92	1,372.71	32.60	4,211.00	100.0
目 標 (H 33 年)	2,092.06	49.68	33.58	0.80	712.65	16.92	1,372.71	32.60	4,211.00	100.0
増 減	0		0		0		0		0	

この表は、農業振興地域 4,211ha における土地利用を示している。

*1) 農用地とは、農業振興地域内における田・畑の合計である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 2,092.06ha のうち、a～c に該当する農用地約 1,878.72ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益を除く。）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・客土、暗きょ排水等

c a および b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・野菜（こかぶ、人参、大根）などの地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・高収益をあげている施設園芸のハウス
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手農家の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手農家に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・多面的機能支払交付金の支援が必要な農用地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある農業用施設用地の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域に設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本地域内にある現況農用地 2,092.06ha のうち、1,878.72ha について、また、現況農業用施設用地 33.58ha について農用地区域を設定し、この農用地を前提として農業生産の目標達成のため、その有効利用を図る施策を積極的に推進する。

農地については、実需者の求める農産物生産を推進するとともに、農産物のブランド化や6次産業化の促進、水田を利用した飼料用米の生産、耕畜連携、大規模経営体や農業法人の育成を図る。また、担い手の確保や農地中間管理機構の活用を中心とした農地の利用集積・集約化、農業生産基盤整備の推進や生活環境基盤の整備の推進等により農業経営の基盤を強化し、その保全を図る。

農業用施設用地については、畜舎、温室、集出荷貯蔵施設、たい肥製造施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、施設の高度利用に努める。

また、農業生産活動に伴う環境負荷をできる限り軽減させつつ、農業の多面的機能を向上させ、農業の持続的発展を推進する。

単位：ha

地区名	農地 *2)			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
全域	1,878.72	1,878.72	0	-	-	-	-	-	-	33.58	33.58	0	1,912.30	1,912.30	0	-
計	1,878.72	1,878.72	0	-	-	-	-	-	-	33.58	33.58	0	1,912.30	1,912.30	0	-

この表は、農用地区域 1,912.30ha における土地利用を示している。

*2) 農地とは、農用地区域における田・畑の合計である。

イ 用途区分の構想

(ア) 北部水田地区

本地区は、本地域の北部に位置し、北側は利根川に、東側は東部畑作地区に、南側は西部水田畑作地区に、西側は香取市に面し、水稻を基幹作物としている利根川流域の水田地帯及び桁沼耕地である。農用地の大部分は既に基盤整備を実施済みではあるが、大半が湿田であるとともに、まだ小区画の耕地がある。このため大規模区画や暗渠排水等の土地改良事業を推進し、水田の汎用化と生産性向上を図る。

(イ) 東部畑作地区

本地区は、本地域の東部に位置し、北側は北部水田地区に、東側は銚子市に、南側は南部水田地区に、西側は西部水田畑作地区に面し、野菜や畜産が盛んな畑作地帯である。

東総用水事業により大部分はかんがい施設等の整備が済んでいることから、水利用の高度化を促進し、野菜生産地の基盤として利用推進する。また、区画整理、農道整備等の生産基盤整備や近代化施設の導入を図る。

(ウ) 西部水田畑作地区

本地区は、本地域の西部に位置し、北側は北部水田地区に、東側は東部畑作地区に、南側は旭市に、西側は香取市に面し、谷津田に囲まれた水田地帯及び畑作地帯である。

水田については、既に土地改良事業は実施済みではあるが、再区画整備や農道整備を促進して、生産性向上を図る。畑については、土地改良事業が未実施のため区画整理、農道整備等の生産基盤整備により経営の合理化と生産性の向上を図る。

(エ) 南部水田地区

本地区は、本地域の南部に位置し、北側は北部水田地区に、東側は東部畑作地区に、南側は旭市に、西側は西部水田畑作地区に面し、干潟八万石に属する水田地帯である。

水田については、既に土地改良事業は実施済みであるため、水田の汎用化と生産性向上を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記、農用地利用計画のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町における農業生産基盤の整備、開発については、第1の(2)に示した農業上の土地利用の方向に即するとともに、自然環境の保全、農業従事者数の減少への対応、高生産性農業を展開するうえで必要な土地利用の高度化、水利用の合理化、農業経営の規模拡大及び農村環境に配慮しつつ事業を推進する。

このため基本的には、地域の土地及び営農条件に応じた農業機械の導入による生産性の向上を旨として、ほ場整備、農道の整備、農業用排水施設の整備・更新及び農用地の集団化などの事業を推進する。なお、農業生産基盤整備事業を推進するに当たっては、環境への配慮及び治水等も勘案して実施する。

ア 北部水田地区

本地区では、非補助ほ場整備事業、農業構造改善事業、県営ほ場整備事業を実施してきた。今後は、水田の汎用化を基本目標に、ほ場の大区画化、農道の整備、用排水路等の整備・更新を実施し、担い手への農地の集積・集約化、高生産性農業の実現を図る。

イ 東部畑作地区

本地区では、県営畑地帯総合土地改良事業を実施し水利用の高度化を促進してきたが、今後も基盤整備を推進し、かんがい施設等を導入することによって、担い手への農地の集積・集約化と生産団地の育成を図る。

ウ 西部水田畑作地区

本地区では、水田については団体営ほ場整備事業、農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、県営畑地帯総合土地改良事業を実施してきた。今後は、水田の汎用化を基本目標に、ほ場の大区画化、農道の整備、用排水路等の整備・更新を実施し、担い手への農地の集積・集約化、高生産性農業の実現を図る。畑については基盤整備が未実施のため農道、ほ場の整備等を推進し、農業経営の安定を図る。

エ 南部水田地区

本地区では、団体営ほ場整備事業、県営畑地帯総合土地改良事業、県営ほ場事業を実施してきた。今後は、水田の汎用化を基本目標に、ほ場の大区画化、農道の整備、用排水路等の整備・更新を実施し、担い手への農地の集積・集約化、高生産性農業の実現を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
施設整備	施設の補修・更新	大利根	8,832ha	①	国営施設機能保全事業
排水改良	排水路工 L=1,770m	夏目	100ha	②	地域農業水利施設ストックマネジメント事業

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） 別添

3 森林の整備その他林業の振興と関連

該当なし

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、一般道路等他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

生産者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷等による農家数の減少や条件不利地における耕作放棄等による荒廃農地の発生に伴う農用地面積の減少等の課題がある。

そこで、農業の担い手の確保や認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を図り、農業経営の基盤を強化するとともに、小規模農家や女性農業者等についても、農産物等をはじめとする地域資源を活用し、所得の向上を図っていけるような環境を整え、荒廃農地の発生の抑制に努めるとともに、地域住民や都市住民等の多様な主体による農用地の保全や管理への参加を促進する。

また、化学合成農薬・化学肥料の節減、農業環境規範等の啓発、家畜糞尿等地域有機質資源の有効利用などに取り組むことにより、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を実現する。

2 農用地等保全整備計画

ほ場整備事業の実施や農地利用集積円滑化事業・農地中間管理事業により、担い手への農地の集積・集約化を促進することによって、農業生産活動を維持・拡大するとともに、荒廃農地の発生抑制・再生を推進し土地の生産性の向上・農用地の効率的利用を図り、農用地等を保全する。

また、農地防災事業を実施することにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止と低下した機能の回復を図り、農用地等を保全する。

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業着工完了(予定) 年度	対図 番号
1. ため池等整備事業 石出堰(1)(2)	66.2	489	堤体、取水工、洪水吐、 利活用施設	千葉県	H4～12	①
新宿堰	33.9	198	堤体、取水工、洪水吐	千葉県	H7～13	②
小座堰	5.9	89	堤体、取水工、洪水吐	千葉県	H10～13	③
青馬堰	82.0	77	堤体、取水工、洪水吐	千葉県	H10～13	④
塙堰	6.7	78	堤体、取水工、洪水吐	千葉県	H17～21	⑤
2. 多面的機能支払交付金 (旧農地・水保全管理 支払交付金)	69.6	3	地域資源の基礎的保全活動及 び質的向上を図る共同活動	新宿区環境資源保全会	H26～30 (H19～25)	⑥
	39.8	1	地域資源の基礎的保全活動	窪野谷環境資源保全会	H26～30	⑦
	15.5	1	地域資源の基礎的保全活動	府馬工区地区環境保全会	H26～30	⑧
	99.8	3	地域資源の基礎的保全活動	菰敷環境資源保全会	H27～31	⑨
	361.8	11	地域資源の基礎的保全活動	桁沼環境資源保全会	H28～32	⑩
	57.5	2	地域資源の基礎的保全活動	東今泉環境資源保全会	H29～33	⑪
	38.7	1	地域資源の基礎的保全活動	平山地区環境保全会	H29～33	⑫

農用地等保全整備計画図(付図3号) 別添

3 農用地等の保全のための活動

農用地等の保全には、農業を現実に担う経営体の充実が不可欠である。そこで、認定農業者制度を積極的に推進し、優れた経営体の育成に努めるとともに、これらの経営体への農地の集積・集約化を促進する。

また、荒廃農地の発生抑制・再生利用の促進、担い手への農地の集積・集約化、農外からの新規参入の促進、集落営農の組織化・法人化、農業生産基盤整備事業等を推進する。

農業者、農業関係機関・団体が協力し、地域の実情に応じ、多面的機能支払交付金を活用し、地域の農業者や地域住民等からなる共同活動による農地の保全、施設の点検・維持管理活動を通じて、農用地の保全活動に努めていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業は本町の基幹産業として位置づけられており、水稻を基幹に野菜、畜産が盛んである。また、それらを組み合わせた複合経営もされている。

本町の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農地中間管理機構の活用を中心とした農地の流動化を推進し、認定農業者や集落営農組織などの担い手に対する農用地の利用集積、規模拡大を図る。

具体的な経営の指標は、東庄町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり550万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その確保・育成に努める。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別 経営 体	水稻専作	水稻 14ha 受託作業 10ha	水稻 受託（刈取、乾燥、調整）	15	—
	野菜専作（こかぶ）	こかぶ 3.5ha (露地 3.1ha、施設 0.4ha)	こかぶ	4	—
	露地野菜（こかぶ）（主業） 春夏だいこん又は 春夏にんじん ＋水稻	こかぶ 2.8ha だいこん 0.4ha 又はにんじん 0.35ha 水稻 1.0ha	こかぶ だいこん又はにんじん 水稻	26	—
	施設野菜専作 (みつば)（養液栽培）	ハウス 0.55ha	みつば養液栽培	3	—
	施設野菜専作 (観光、直売いちご)	ハウス 0.4ha	いちご	5	—
	花き専業（カーネーション）	ハウス 0.4ha	カーネーション	2	—
	酪農専業	経産牛 30頭 育成 15頭	経産牛 30頭	7	—
	肉用牛専業 (乳牛種・F1種)	飼養頭数 300頭	乳牛種・F1種 300頭	4	—
	養豚一貫経営専業	繁殖雌豚 80頭 繁殖雄豚 4頭	繁殖雌豚 80頭	22	—
組織 経営 体	水稻専作	水稻 14ha 受託作業 10ha	水稻 受託（刈取、乾燥、調整）	2	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業生産の基礎となる農用地の効率的な活用を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律や農業経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理事業等を中心とした農地流動化対策を活用し、農用地の流動化を推進し、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業の受委託、農作業の共同化の推進を図り、農用地の合理的な土地利用を促進する。

さらに、荒廃農地の未然防止と解消に努めながら、担い手等へ利用集積し、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう農用地の保全を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

認定農業者等の担い手農家の規模拡大、農業経営の合理化を図るため、関係機関を通じて、農業経営研修や農業制度資金利活用の相談等を行い、経営改善計画の達成に向け経営・生産技術の改善指導に努めていく。また、関係機関と連携しながら集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成を図る。

(2) 農地流動化の推進

農業経営の規模拡大と農用地の効率的利用を図るため、広報や集落座談会等を通じて、農業生産組織や農業者に対し、農用地の流動化についての周知を図る。

また、農業委員等による掘り起し活動を強化する中で、兼業農家や未利用農地の所有者と協議を進め、農地の貸し手と借り手に関わる情報を一元的に把握するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への農用地の利用集積に努めていく。

(3) 農作業の受委託の促進対策

担い手等と兼業農家・高齢農業者を結びつけ、農業機械の共同利用や作業の効率化を進め、農作業の受委託を推進する。

(4) 農作業の共同化対策

農業経営の安定を図るため、農業機械の共同購入や施設の共同利用を推進し、生産技術の向上やコストの低減を推進する。

(5) 地力の維持増進対策

地域ぐるみや個別経営体ごとの輪作体系の確立を支援するとともに、地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や耕畜連携を推進する中で、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進することで、地力の維持増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の有する恵まれた自然条件と、大消費地に近いという立地条件を生かし、実需者が求める農産物を生産し、首都圏への安定した生鮮野菜の供給地として、維持・発展を目指していく。

農業の健全経営は、農業生産基盤の整備の充実と合理的な生産体制による生産コストの低減及び省力化、生産量の増大、品質の向上を推進する必要がある。これらを実現するため、生産基盤の整備を図るよう努めるとともに、各生産分野における農業近代化施設の整備拡充を推進する。

ア 水稻

効率的で生産性の高い稲作経営を実現するために、地域や集落で水田の流動化を図ることによって経営規模の拡大を推進する。

また、直播栽培などの省力・低コスト技術の導入を図るとともに、飼料用米などの新規需要米の導入も視野に入れた乾燥調製施設等の地域機関施設の整備及びトラクター、コンバイン等の高性能農業機械の導入を推進する。

イ 野菜

露地野菜については、かんがい施設の活用により生産拡大を図る。また、生産の集団化を図るとともに、は種、移植（定植）、収穫等の機械化を推進し、規模拡大や省力化などによる低コスト生産が可能な産地体制を整備する。施設野菜については、生産拡大を図るため、一層の施設化を推進する。

ウ 畜産

畜産経営は年々多頭化及び専門化の傾向にある。このため、各種機械の効率的な運用を促進するとともに飼料作物の作付けを拡大し、飼料自給率の向上による良品質、低コスト生産を推進する。また、畜産経営に起因する環境汚染防止を図るため、畜舎の近代化や家畜糞尿処理施設の整備拡充を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業経営の安定を図り、魅力とやりがいにあふれたものとするためには、企業的な経営感覚を備えた個別経営体や農業法人、地域の実情に応じた営農組織などの多様な担い手の育成とともに、新規就農者の確保が必要である。

このため、認定新規就農者・認定農業者の育成と経営指導の推進、新規就農者への支援、担い手組織の育成、農業経営の法人化の推進、集落営農への支援、企業の農業参入支援や女性の農業経営への参画等への支援を実施する。

さらに、集落・地域の話し合いにより、中心となる経営体を位置付ける、「人・農地プラン」の策定を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関し、香取農業事務所、農業協同組合、農業委員会、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、技術指導、就農前後のフォローアップ等を行い、農業就業者の育成を図る。また、必要とされる施設の整備・拡充を図る。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営の者を育成するため、認定農業者制度の一層の普及を図る。

さらに、農業者の経営力向上を図り、企業的な経営体を育成するため法人化を推進し、新規就農希望者の雇用の受け皿ともなる農業生産法人の育成を加速化させるとともに、国・県の助成制度等を活用し法人等への就業を支援する。

農業生産や経営体の管理・運営等に関する役割が大いに期待されている女性農業者については、各種審議会への積極的な登用を図り、労働条件の改善に努め、社会における男女共同参画推進のための啓発を推進する。

また、教育の一環として各段階における農業体験の取り組みや地産地消の「食育」などを通じて、農業への理解を促進し、次世代の農業の担い手育成につなげる。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農業構造については、鹿島臨海工業地帯や東庄工業団地の企業立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年は一層の兼業化と農業従事者の高齢化によって担い手が不足している。

このような状況を踏まえて、本町の農業・農村が持続的に発展していくため、担い手への農地の集積・集約化による農業経営の規模拡大に加えて、直売所や加工所、農家レストラン、観光・体験型農園などの農業体験施設でのグリーン・ブルーツーリズムなど、多くの人々が触れ合える機会を提供することで、農業に対する町内外の人々の理解増進と高齢者就労など多様な就労の場の提供につながるような地域づくりをし、就業機会の拡大に努め、農業就業構造の改善を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業の計画的な導入を図るとともに、グリーン・ブルーツーリズム、農産物の加工品開発・販売等の食品産業との連携や農商工連携や6次産業化、直売所、観光・体験型農園の運営など地域資源を活用した産業化の取組を推進し、安定的な就業機会の拡大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生活環境施設の整備は、住民の安全性、保健性、利便性、快適性、文化性を追求しながら、居住空間の向上に努め、自然と人との調和した安全で快適なまちづくりを推進する。

(1) 安全性

本町においては、災害別に地域防災計画を策定し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、防災対策の実施と防災体制の整備に努める。

防火対策としては、効果的な消防体制の整備を図るとともに、消防設備・消防水利施設の充実を図る。

交通安全対策としては、道路幅員の確保と歩道の設置、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の設置や、交通安全啓発活動を推進する。

防犯対策としては、防犯灯の設置や防犯に対する啓発活動を推進する。

(2) 保健性

住民や事業者と協同で、本町の生活環境の維持を取るために、住民の意識向上に向けた取り組みを推進する。

産業排水や未処理の生活排水の排出抑制のため、合併処理浄化槽の普及促進と、設置後の適切な維持管理について啓発を進め、水質の汚濁防止を図る。

ごみ処理については、収集の効率化と排出の減量化の促進を図り、産業廃棄物不法投棄については、指導等の強化を図る。

上水道については、水質と安全性、安定供給を確保するための取り組みを推進するとともに、水資源の保護に対する意識と行動の喚起を図る。

保健医療については、住民に対し、健康づくりの推進や各種検診等を実施していくほか、国保東庄病院の医療体制の充実を図る。

(3) 利便性

近隣都市への交通及び広域交通は、JR 成田線のほか、自動車为主要交通手段となっており、基幹道路として、国道 356 号、主要地方道多古・笹本線、一般県道下総橋停車場東城線などの県道や町道が道路交通網を形成している。時間帯により国道 356 号や谷原息栖東庄線の県道では、交通渋滞が起きているため、バイパスの建設など道路の整備・充実を図る。

また、町内循環バスは、広く町民が利用できる体制で運行しており、今後も身近な交通手段として更なる有効運用を検討する。

(4) 快適性

快適な日常生活を営むためには、誰もが気軽に集い、憩い、活動できる場としての施設等の整備は重要である。本町には、東庄県民の森や地域の自然を活かした公園があり、今後も自然公園にふさわしい自然資源の維持保全に努めるとともに、憩いの場・活動の場としての施設を充実していく。

(5) 文化性

生活様式の変化により町民の余暇の過ごし方は多種多様化しており、スポーツ活動や文化活動等は盛んになっている。

スポーツ活動においては、地域住民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる施設の整備と指導者の育成に努める。

文化活動においては、生涯教育の視点に立った社会教育を基本課題として模索・実践・普及に努めているが、今後更に充実を目指し団体の育成及び指導者の養成確保を図る。

伝統文化については、伝統芸能の発表の場づくり、後継者の育成等を通じて、その保存と伝承に努める。また、伝統行事や祭り等の支援、地域文化の掘り起こし研究の推進、ふるさと学習を推進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ多面的機能は、生活環境と大きくかかわってくるので、森林整備計画に基づき、林業の振興を推進するとともに環境整備を進め、森林のもつ機能を最大限発揮できるよう努める。

4 その他施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし